



全青税シンポジウム開かる 税理士法改正をめぐるって

—あるべき税理士像をさぐる—

日税連は危険な方向に動きはじめる

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバークビル5F 501号
電話 03(356)2916

会 長 入 湖 至
副 長 人 東 京
編 集 人 吉 夫
広 報 部 長 石 井 吉 夫

恒例となった全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、去る十一月十三日(土)豊橋市商工会議所に於いて開催された。

夏の代議員総会に次ぐ大きな行事にふさわしく、一三〇余名の熱心な会員の参加を得て、内外の注目の下に行われたシンポジウムは、「税理士法改正をめぐるって—あるべき税理士像をさぐる—」を主題に、四つのテーマに分けて、各発表者からそれぞれ問題提起が行われ、そのあと小西法対策部長を司会に、出席者全員が直接あるいは間接に参加出来るパネルディスカッションの形式を採って行われた。段上のパネラーも、会場の出席者も、真剣に、「あるべき税理士像」をさぐった。正に実のある一日となった。

尚当日、東海税理士会副会長足木正吾先生から「シンポジウムの成功を願う。そして日税連に若い意見をどんどん出してほしい」との御挨拶をいただいた。また婦税連からも多数の御出席をいただき、討論に加ってもらえたこと、更には地元豊橋青年税理士クラブの先生方に絶大なる御協力をいただいたことを感謝申し上げる次第です。

テーマ

税理士法改正をめぐるって

—あるべき税理士像をさぐる—

- ①自主権と税理士の使命
—国民に期待される税理士とは—
名古屋 加賀 正雄会員
- ②試験制度の動向と税理士業務
—試験は認定制度に、一般試験は締め出しに—
大阪 堀 正義会員
- ③業務改善と事務所防衛
—業務品質の水準は如何にあるべきか—
大阪 西田 安男会員
- ④職域問題と法改正の動向
—商法で頭を抑えられ、小企業問題で足をすくわれる—
東京 平山 玲暎会員

パネルディスカッションダイジェスト

小西 御紹介いただいた法対策部長の小西です。法改正をめぐるってのパネルディスカッションであるが、各報告がそれぞれオーバーラップしているので適宜お願ひする加賀 中正という言葉は、いずれの側にも偏せずということだが、しかし税務当局の解釈では違ふ。徴戒との相互関係がある。中正は反自主権的内容をもつ文言だ。また「納税義務の適正な実現をはかる」という使命についても、「租税正義の実現」というのでなければならぬ。臨税も自主権との関連がある。国選税理士制度の採用はどうか。

湖東 中正の文言ではなく、中身について問題にしなければならぬ。

小西 国選税理士制度についてはどうか。

加賀 これは名古屋の北川前会長が強く主張していた。

久保田 国選税理士は、国選弁護士の比較で出てきたのだから、現段階では、それ程深く考えなくてよいのではないか。

会場寺沢 国選税理士の内容だが、小規模対策の一環として出て



真剣なパネラー

るなら、むしろ国の下請的側面が強くなるので反対だ。

会場坂田 国選弁護人は、基本的人権の擁護から出てきている。国選税理士は、国の経費を使って行うのであるから、会としてこういう制度も考えてみたらどうか。

小西 自主権獲得の要件ではないように思う。自主権獲得の後に会として考えていく問題だろう。

きているのか。

加賀 立会に税理士を雇えない納税者の為に、国の圧力に抗する為からだ。

寺沢 権利救済的には国選税理士は意義があるが、小規模対策であ



聞き入る参加者

「自主権が与えられた場合の会としての統治能力に問題がある」という大蔵事務次官の発言についてはどうか。

田村 国民から期待されている税理士像は、納税者の為に働く税理士をいう。一般国民は、我々の首を国税庁がにぎっているというところを知らないでいる。

加賀 当局は、企業(会)エゴの中で処罰するという危惧をいだいているのではないか。

小西 政府は自主権の内容について、どう思っているのだろうか。

久保田 当局は、自主権を税理士取締規定と考えているだろう。税理士会にこれが移るといふことでなくて、立場の移譲としか考えていない。登録制度の移譲と同じように……。

加賀 身分支配権を当局が放棄しなければ意味がない。

湖東 山本日税連会長は、自主権を得た後の義務が大変だと云っている。

会場 豊田 大阪では、自主権などはメシの種類にならない。すなわち税務署の力を利用して利を得ているのだと考えている税理士が多い。まったく低次元だ。

小西 大阪には可成りという考えの人がいる。特設廃止を第一段階に考え、第二段階で自主権獲得ということはどうか。血の純血を第一にはかるといふことだが……。

会場 岩本 基本要綱の内容ぐらひは、全部要求してもらいたい。

湖東 特設一本では、どうもまずいと思う。

加賀 同じ意見だ。

小西 税務監査を法に盛り込みたという政府の考えがある様だが、これについてはどうか。

久保田 監査という姿勢で常にあるらねばならない。積極的に官庁に証明することはない。

加賀 代理権を与える前提の税務監査証明書添付という発想からの提案だ。

田村 金沢では昭和49年から審理確認書という書類が出てきた。これはチェックリスト約10項目を代

表者と税理士が確認して、税理士事務所に着いておけばよい。但し添付した場合は調査省略となるといふことで調査されたくない年に証明書を添付するということになる。

会場 池田 奈良税務署でも49年7月から単なるチェックリストのみでなく経営分析表という団体を税務連絡協議会という団体で作り、納税者のランク付けを行ったが、我々や納税者が、納税者を審判してはならないといふことで現在では影をひそめている。

会場 浅沼 税務行政は、その場の御都合主義だ。税務の下請となる税務監査は反対すべきだ。

小西 改正法に税務監査を盛り込むのは、もつてのほかです。それでは次に試験制度の問題について……。



会場からも質問の山!

久保田 年限を切った無試験資格付与は、数の問題から出てきていると四元専務が言っている。

平山 一般試験をいじるといふことは基本要綱と違ふ。合格者層を替えようとするがたくらんでいるのだ。現行維持にこそ社会的地位の向上がある。

会場 武内 納税者を擁護する為の高度な知識をもって、課税庁が不適正な課税、誤った手続による課税が行われた場合にこそ力を発揮することが、税理士本来の業務だと考える。

西田 単なる税務経験でなく、納税者の権利救済の経験がある者が税理士となるべきだ。

平山 予備試験は、受験者層の拡大ではなく、合格者をしぼろうといふことだ。

会場 石亀 青税は国税労組側と話し合うべきだ。退職後充分な待遇が為されていない。又合格率等のデータをもつて対処すべきだ。

加賀 会計業務は、ニセ税理士と係り合いをもつてくる。従って独占業務の中に入れておくべきだ。

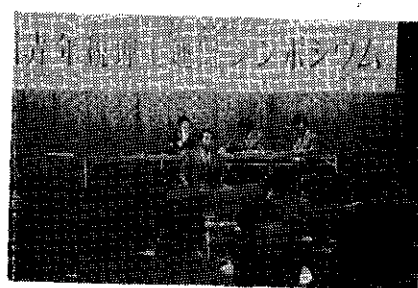
寺沢 税法に準拠した記帳義務の援助は徴税強化につながるし、又税法に関する法令による会計いわゆる税務会計と区別がつけにく

い。更に小規模を請け負うことになり、行政の下請となるおそれがある。

浅沼 基本要綱では、会計業務を附随業務として考えている。

平山 税が国民に深く入ってきた。サラリーマンでも住宅取得控除制度などがある。また小規模対策は、例えば水を飲みたくない馬に水を飲ませる役を我々がやることで、それは自由職業人として出来ない。行政がやることだ。勿論国民的要望からあれば別だが。

小西 法改正をめくり、自主権、代理権の獲得、それについては試験制度をどのように考えていくか。



発表者一東京・平山会員

我々は今後共法改正運動を注視してゆきたいと思う。

(文責広報部)

自主権と税理士の使命

— 国民に期待される税理士とは —

名古屋 加賀正雄

一、税理士の使命（自主権要求の根拠）
（一）税理士は中正な立場において……（現行法の使命）

① 官僚的側面

② 税務官庁の走狗的側面

（二）自由業と自主性の意義（クルッカー講演）

△使命Ⅴ：租税正義の実現の為に
する自主的判断と自主的責任
にもとづく最高の知識と能力を
駆使して業務を遂行する。

△自主権Ⅴ：この自主的判断と
自主的責任は納税者及び国家か
らも自主性が前提である。
（三）納税者の権利擁護を目的とす
る社会的使命（改正要望書）

① 租税法主義（租税債務の
確定）

徴税権（国民に対して一方
的かつ無報酬で一定額の金
銭の納付を求める権利）

納税権 ① 租税法主義の
原則により確定（議会の議

決による法律による）② 行
政権の関与によって成立は
しない（行政権の確率手
続）

② 租税負担公平の原則（租税
法律主義が外形的規定とす
ると、これは租税主義実現
の爲の具体的内容としての
実質的側面を指す）

③ 国民の財産に対する保障
（財産権はこれを侵しては
ならない憲法29条）

④ 租税法規は行政規範が主
体ではなく財産権を保護す
るための司法規範たる性格
を有するものである。（罪刑
法律主義）

④ 基本的人権の保障
① すべて国民は個人として
尊重される。② 生命、自由
及び幸福追求に対する国民
の権利については公共の福
祉に反しない限り立法その
他の国政の上で最大限に尊

重を必要とする。
⑤ 国民主権主義（公務員の職
務の帰属）
（四）税理士制度の目的（あるべき
姿）
① 税理士制度は国民の権利と
利益を守る為の制度でなけ
ればならない。租税制度の
運営にあたっては国民の間
に租税専門家としての税理
士が必ず入って、いわば国
民の権利と利益を税理士の
手を通じて守る制度である
べきである。当然にして行
政官庁の監督など有り得な
い。なぜならば納税者と行
政庁なる税務官庁との関係
は法律と法律の関係であり
「行政庁による支配」では
なく、「法による支配」こそ
が法治国家の原則であるか
らである。

（四）自主権の獲得とは
① 税理士会に対する監督的
支配権より離脱し、
② 税理士に対する身分的支
配権より離脱することであ
り、
③ もって法律は行政権の行
使の為にあるのではなく、

国民の権利と利益を守る為
にある。

二、自主権の要件

（一）国民的制度（世論による普遍
的支持を得るには）
① 代理権の保障
② 税務訴訟代理権
③ 国選税理士制度の確立
④ 税務行政上の身分保障
⑤ 税務監督証明書の添付



（二）自由経済と行政
① 営業上の自由と公秩序（必
要最少限の消極的拘束）
（三）統治能力と機構
① 社会的評価
② 試験制度の一元化
③ 処罰の厳正化
④ 経済的自立
三、自主権問題の歴史
（一）シャープ勧告（昭24・9第一
次日本税制報告書）

① 税務官庁と同一レベルで納
税者の代理の出来る制度
② 資格試験制度の勧告
③ 税務代理士の活動の監督は
厳重にすべきである
（四）税理士法制定（昭26・6身分
的支配権の拡大、代理権の否
定）
① 報酬規定に関する自主権の
剥奪
② 税理士の義務規定の拡大
③ 懲戒権の明確化
④ 臨時の税務書類作成の新設
（法第50条）
（五）税理士法改正（昭31・6自主
権の完全崩壊）
① 特別試験開始
② 監督支配権の強化
③ 総会決議取消権（役員解
任権）
④ 強制加入制の復活を得た
（六）税理士法一部改正（昭36・6
自主権の一部回復）
① 会則認可制の緩和
② 登録事務の移譲
③ 特別試験の延長
（七）税理士法改正案（昭39・6 屍
案）
四、行動への提言
（一）税理士会の行動への提言
① 無税理士地域への対策
② 消費者団体、勤労者団体と

（一）税理士会の行動への提言
① 無税理士地域への対策
② 消費者団体、勤労者団体と

- の接触と意見の反映
- ③ 対外部公報担当者の設置
- ④ 議員候補者に対する公約の提供
- ⑤ 税制、既存関係法規に対する検討と提言
- (二) 税理士の行動への提言
- ① 納税者とのコミュニケーションの確立

試験制度の動向と税理士業務

試験は認定制度に、一般試験は締め出しに――

大阪 堀 正 美

大阪青税の堀でございます。今より、試験制度の動向と税理士業務について発表させていただきます。発表の題目が、試験制度の動向と税理士業務という二つの構成から成っておりますので、まず、現行税理士制度の実体について報告し、次に試験制度の動向について御報告致します。三番目に税理士業務につきまして、先に報告されました名古屋の加賀さんの発表と若干重複するかもしれませんが、税理士の職能としての本質や、社会的使命と申しましようか、特に納税者の租税法上の権益擁護の点に重きを置いて考察してみたいと思います。何分にも発表

- ② 知識人、議員等とのコミュニケーションの確立
- ③ 自覚と行動
- 税理士の使命の自覚と政治的無関心の反省
- 税理士会への期待(祈り)を脱皮して自らの行動をすべきである。

時間に制限がございますので、満足でまいると思いますが、その点御了承いただきたいのと、発表中意見の部分は、私見でございますので、この点おことわりして発表させていただきます。

先般、日税連が発表いたしました、昭和五十年末現在の登録税理士は、総勢で、三二四三六人です。これを、資格取得経路別に見ますと、次表の通りです。

一番 試験合格者	一一一五名
二番 特別試験合格者	三四四名
三番 公認会計士	八四七七名
	二〇・一%
	三七七一名
	一一・六%

- 四番 試験免除者 三五一五名 十・九%
- 五番 税務代理士 二八一七名 八・七%
- 六番 資格認定者 二三〇六名 七・一%
- 七番 弁護士 四九七名 一・一%
- 八番 特例法認定者 三八名 〇・一%

又、新規登録者も、だいたい、この構成比率で増加しています。そして、これらの内、今問題とされているのは、現在、違憲訴訟の行なわれている特別試験合格クラスと、もう一つは、試験免除クラスの内、いわゆる修士課程卒業者で、登録実績を見ますと、前者の方は、人数的には、依然として多いですが、率としては、下り坂にある様です。

後者の方は、これとは逆に、人数は、まだ少ない様ですが、新規登録の増加率は、年々多い様です。そして、一般試験合格者、弁護士、公認会計士、試験免除者の内、いわゆる税務署員であった先生が、三、二二六名いらっしゃる事で、これら資格者の総数に対し、約六パーセントの比率になります。中でも、一般試験合格者の内では、実に十八・六パーセント

の占める割合であります。又税務署経験のある一般試験合格者の中で、現在、税務署にたづさわっていらっしゃる方々や、特別試験受験資格が、将来望めるにもかかわらず、一般試験を受験された先生方の数も、そう少ない数ではないと聞くに及んでいます。

これが、税理士の実体でございます。税理士資格の取得経路が、この様に多様性をもっていることは、税理士会は、まとまりにくいと言われる一つの基因ではなからうかとも言われております。つづいて試験制度の動向について報告します。

昭和五十一年九月九日、日税連は、税理士試験制度改正の方向と題しまして、確定でない条件付で発表しました。

その内容は、昭和三十九年の政府提案にほとんど同じくしております。まず、試験を予備試験と本試験に分けております。予備試験は、本試験を受けるために相当な学力を有するかどうかの判定と、多数の受験者にできるだけ広く門戸を開放する目的から実施され、試験科目は、国語及び社会の二科目となっております。

本試験は、短答式試験と論文式試験に分けて実施され、短答式を

試験科目は、(一)租税一般 (二)商法の内会社会 (三)会計学の三科目について行ない、短答式試験に合格した者に対する論文式試験として、現行法通りの様な試験科目でするとされ、これに商法、民法等を加えるのどうかは、さらに検討するとされています。

又、現行の科目別合格制度は、原則として現行制度を維持し、但し、年限制を考慮するとされています。

そして、科目免除制度については、これも原則として、現行制度を維持し、税務職経験の加味については、経験の経過年数に応じて税法科目や簿記、財務諸表等が免除となり事実上の無試験になる可能性が有ります。

税理士試験制度が、一本化されるという事は、前に述べましたように、税理士態様上から見ましてたいへん良い事であると私は、思うのでありますが、一部には、特定の人々が全部科目免除により、税理士資格が取得出来るという事になると、一般試験が、現状以上に難しくなるので、若年層の税理士が育たなくなるのではないかと危惧される方や、税理士会に自主権がない限り、税理士試験制度の改正は、無意味であると

批判される方もあるようです。では次に税理士業務について発表します。

現在、我々税理士は、現行の税理士法に基づいて、税理士活動を行なっているのは、皆様御周知のとおりでございます。そこで、いったい現行税理士法上における税理士業務とは、理論的及び実務的に何を意味するのだろうか、そして、それは、納税者の権利擁護なのか、税務行政に対する援助なのかという疑問について検討してみたいと思います。

現行税理士法第二条には、税理士は、他人の求めに依り所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、固定資産税又は、政令で定めるその他租税に関し、

- (一) 税務代理をすること
- (二) 税務書類の作成をすること
- (三) 税務相談に応ずること

の三つを税理士業務というたされています。そして、税務代理とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して、申告、申請、不服申し立て、過誤納税金の還付請求等を為し、又、これらに係る書類に記載された事実の解明、開示、陳述する事を言い、すなわちこれが、昭和二十六年当時税務代

士理法から税理士法へ移行された理由の一つであり、また、当時の政府の提案趣旨の中にも税理士は「単に税務官庁の都合ばかり聞くというのでなく、むしろ納税者の正当な利益と権利を納税者に代って擁護する」とあり、これが税理士業務の本質であると考えます。

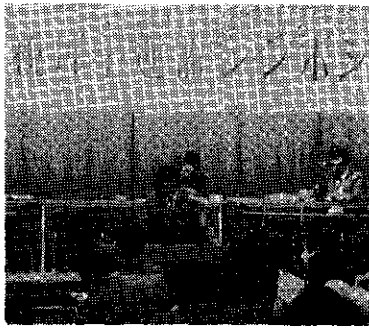
ついで、二つ目の税務書類の作成とは、税理士法第二条に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい単なる代書は、含まれないものとする。当然、ここに言う自己の判断に基づいてとは、依頼人に対する税務援助を考慮することは、言う迄もありません。

ついで、三つ目の税務相談に依るとは、具体的な質問に対して答弁し、指示し、又は、意見を表明することをいいます。これについても、今年の国税庁の「税務運営の方針」の中でも、税務相談に当たっては、正確で適正な回答をするとともに、税務行政庁自から、納税者の有利となる点で進んで説明するとされておられ、すなわち、以上のような点から考察する限り、現行税理士法も納税者の権利擁護の為に制定されていることは明らかであると思えます。

第一条が、中正な立場という、あいまいもこととした表現をしたのか、そのことについて、若干考察してみたいと思えます。

現在、係争中である、税理士特別試験違憲訴訟において、税務行政庁は、税理士の職責に関し、次の様な答弁を行なっています。

「税理士は、税務に関する専門家として、納税者の単なる代弁者



税理士の職務に關する専門家の答弁

であつてはならず、また税務官署の補助的機能に満足するものであつてはならず、納税者が、税法に規定されている正当な納税義務が履行されるよう援助するものである」と答弁しております。この答弁から類推して、現行税理士法からの税理士の職能は、二つあるといえます。

税者の適法な納税義務の履行を援助する。そして、もう一つは、納税者の私有財産を課税官庁等よりの作為又は不作為によつて、その權益が、侵害されないよう一応は守る。それでも、どちらかといえば、税務行政庁に近よつた見かたで見るとであると解釈されています。これが、税務行政庁の言う納税者に対して中正な立場という意味らしいです。

従つて、法治国家について、又、民主主義国家において、当然国民に対する援助者が設けられてしかるべきであり、この為に税理士制度があると私は考えます。このことは、昭和二十六年の現行税理士法制定に際し、当時の政府も、この趣旨を認めていることは前にも述べた通りでございます。税理士の社会使命が、納税者の納税義務履行に關する援助と納税者の私有財産権の權益擁護二つから成りたつとすれば、この二つの均衡は、あくまでも五十対五十であり、このことをもつて中正な立場を解釈出来るのではないでしようか。

×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×

現在の税務行政庁と我々税理士との間において、このウエイトの点で、若干のくい違いがある様な気がし、非常に残念に思っています。私は、これが、現行税理士法に対する監督権が、税務行政庁にあることから基因して来るものであると意識し、一日も早く基本要綱通りの自主権の獲得された、真に国民の基本的人權を守る税理士法の改正を願つて発表を終わります。

業務改善と事務所防衛

業務品質の水準は如何にあるべきか

大阪 西田安男

一、現行税理士法の業務実態

現在の税理士法からは、業務の形態並びに税理士の位置づけは次の様に考えられる。

1、税理士法1条、2条

税理士法1条で、「税理士の職責」として中正な立場にたてとし、2条で、「税理士の業務」として他人の求めに依

じて、所得、法人税等の(一)、税務代理、(二)、税務書類の作成、(三)税務相談

を行うことを業とするとき、特に税務書類の作成と関連した所得税140法条同施行規則65条、法人税法74条同施行

規則35条で、会計業務は税理士の業務と解釈できる。従って会計業務自体を付随業務として独立させる必要はない。

2、国庫主義的税務行政

税理士は、即、国の補助機関である、という考えが税務当局にある。これが実態である。

3、取締立法と権利立法

イ、取締立法

三九条から四八条まで及び四九条の二、一一五、一八、一九

以上が取締立法としての税理士法である。

ロ、権利立法(納税者側からみた場合)

税理士法

三六条から三九条まで

これら諸条は納税者側からみれば、納税者の権利を擁護しているといえる。

二、あるべき税理士像……納税者のための権利立法化

1、事前的権利保護と事後の権利救済

事前的、事後的とは税務調査が行われる時点を中心に考えている。

イ、事前的権利保護制度の確立

税理士法34条調査の通知によれば、納税者にあ

る場合においてのみ税理士にも通知しなければならない、と規定されている。

この様な弱い代理権では納税者の保護はとうていできない。

ロ、事後の権利救済制度の確立

不服申立から訴訟へと発展する場合、税理士に代理権がないため、又、更正決定後の税金は前払

申立から訴訟になるケースが少なく、納税者の権利救済に大きな妨げとなっている。

イ、ロ、をみた場合、権利保護救済に一貫性がなく納税者のための税理士から大きく撤退している

代理権を確立して一貫性をもつ必要がここにある

2、信頼保護制度の確立(納税者側)

イ、精神的

税理士会に自主権があれば、納税者の税理士に対する信頼感は大きく増す。

ロ、具体的

具体的には次の様なものが考えられる。

① 脱税相談等の禁止

② 信用失墜行為の禁止

③ 秘密を守る義務

④ 報酬の制限……成功報酬制度の廃止

税理士の報酬は成功によって決まるものではなく、難易度、

税理士法47条によれば、何人も税理士が脱税相談等を行った時は、国税庁長官に報告し、適当な措置をとるべき事を求めることが出来るとしている。

脱税相談等に依ること自体はいけないけれども、スパイ行為を行うことが可能であり、この条がある限り納税者から防衛はできない

3、申告是認率の向上と業務水準の向上との同一性

通達通りの申告を行って

いれば、申告是認率は向上するが、その様な保守的な申告方法が業務水準の向上につながるものではなく、

納税者の権利擁護はむしろん事務所防衛にはならない

4、事務所員からの防衛

特別試験合格者が増加し、一事務所当りの平均関与先数が減り、事務所員の待遇が悪くなり、加えて、派遣規則が税理士法に組み込まれてしまうと、官制税理士事務所の出現となり、優秀な人材は官制へ移行し

税理士事務所は「待遇十官制」で増々先細りしてしま

う。一刻も早く特別試験を

2、納税者からの防衛

1、課税庁からの防衛

自主権を獲得し、懲戒権、監督権の離脱をはからなければ、課税庁の下請となってしまう。

三、事務所防衛

要日教等総合的に決まるものである。

⑤ 業務の独占性

⑥ 職業保険制度



廃止し、派遣規則制定に反
 対しなければならぬ。
 「税理士法改正」と「業務改善
 と事務所防衛」という問題を、上
 記一、二、三で結びつけたが、い
 かにすれば納税者の権利を守る税
 理士法、税理士制度を作っていく

職域問題と法改正の動向

— 商法で頭を抑えられ、小企業問題で足をすくわれる —

東京 平 山 玲 暉

職域とは、メシの種類であり、広
 範囲に及ぶ。日常の職務の内容
 は、税理士法に規定されている
 が、それ以外にも沢山ある。こう
 した事を前提にして、あまり間口
 を広げず、小規模対策にマトをし
 ばって考えてみたい。

日税連が進めている法改正は、

昭和三十九年の政府原案と同じ内
 容のものであり、それを如何にし
 て納得させていくかを考えている
 のである。更に基本要綱にはない
 小規模対策を盛り込もうとしてい
 る。これは、政府側からの要求で
 あることは明白である。我々にと
 っては、全く逆方向である。唯、
 十年前と違うところは、事前に知
 らされているかどうかということ
 のみである。十年前の政府原案

かが大切があり、税理士の一人一
 人が目先の利にとらわれる事なく
 この問題を自覚することによって
 のみ、税理士の権利を拡大させ、
 事務所防衛につながる事を理解し
 たい。

に、いかに基本要綱を結びつける
 かが、日税連の作業であり、我々
 を如何に納得させるかが、その双
 肩に掛っているのである。従っ
 て、我々にとって「十年來の悲願
 が達成されるのだ」ということだ
 と大きな失望が待っていると云わ
 ざるを得ない。

さて、三月の確定申告時期にな
 ると、小規模問題が表面化する。
 税務署の手伝いという屈辱的な日
 々が続くのである。この手伝い
 も、十五年前は、半日であった
 が、最近では、無料相談日で一
 日、小規模指導一日、手伝い一
 日、合計三日となり、何と十五年間
 で六倍にもなってしまう。この
 ままでは、一番身入りの多い
 三月に仕事が出来なくなる結果と

なる。強いてプラス面を探して
 も、現在進めている小規模対策か
 らは、何も生れてこない。

この小規模対策は、各方面から
 の業務侵害の歯止めとして行われ
 ているというが、はたして歯止め
 となっているか疑問である。

納税者と税理士の関係と、納税
 者と税務官庁の関係とは、明確
 な一線があるはずである。納税者
 と税理士の間には、基本的には、

有料無料、規模の大小に拘らず、
 信頼関係のうえに立って行われ
 るのである。しかしながら、我
 らと小規模対策の納税者との間に
 は、信頼関係がない。唯、税務官
 庁の手先になることであり、行政
 の下請である。納税者から遊離し
 た税理士となってしまう、税理士
 の本来の姿ではない。小規模対策

の中から顧問先になるということ
 は、幻想であり、まづないと云え
 る。日本税務協会や商工会等に予
 算がついて税理士会に流れてきて
 いるのであり、小規模企業の選別
 も税務官庁が行っておることから
 しても、正に官庁の下請けそのも
 のである。

こうしたことが、現行法上で
 は、税理士の名義貸を放認すると

いう税理士法違反行為になるの
 で、税理士法を手直ししようとし
 ているのである。

税理士法の中の独占権は、有名
 無実となり、幻化してしまってい
 る。税務官庁は、税理士を通して
 行政指導をより徹底させようと
 しており、我々は、雇われ税理士と
 なってしまうのである。

そこで、独占権が、我々を守っ
 ているのか、そうでないのか認識
 する必要がある。もう一度考えて
 みる必要があるのではないか。

独占権というものがありうるの
 か、現実的な面から独占権を考え
 てみなければならない、税理士が
 信頼関係に立った独占権、我々が
 守らなければならない独占権を明
 確にしていくべきである。有償無
 償のすべてを含むのか。

弁護士法は、有償の場合のみ
 と、はっきり独占権を明示してい
 る。会計業務をも含めた独占には
 私は反対である。我々の職域の発
 展にはつながらないと考える。

それでは、小規模対策は、どう
 するかということだが、全くこ
 れについて手を引いてしまってい
 いのか？ 私は、実体を考えてみ
 て政府が考えている小規模対策

は、行政の手不足を穴埋めするこ
 と、もう一つ民商対策、更には
 付加価値税導入の布石として出て
 きている。そこで税理士とどう係
 り合ってくるのか？

我々は所得計算をするところに
 専門的な分野の一つがあるが、間
 接税についてはこれがなくなっ
 てる。民商対策については、ナン
 センス。穴埋めは税理士の信頼を
 なくする。従ってこうした小規模
 対策に早く決別するという態度を
 とらなければならない。

税理士が小規模対策から撤退し
 たからといって税理士の業務がせ
 ばめられるとは考えない。

現在の対策は、血のかよわぬ
 対策である。血のかよわぬ納税者
 対策は、行政サイドで行なうべき
 である。税理士は、納税者の味
 方であるというキャンペーンを、
 大々的に行って専門家としての評
 価を得られるよう努力すべきであ
 る。

◇ ◇ ◇

シン シン ポ ジ ウ ム

主張

日税連が現在進めている税理士法改正運動の一つに、税理士試験制度の改正を挙げることができ

る。この試験制度については、税理士法改正に関する基本要綱の第五に、試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後抜本的に行なわれるべきである。」としている。にもかかわらず、日税連ではこの試験制度に検討を加え、税理士試験制度改正の方向を具体的にまとめさらに国税職員の実務経験を考慮する認定制度(科目免除制度)が検討されているとの事である。この問題について、日税連側の主張は、試験制度について政府から聞かれた時に、基本要綱の考え方では対策上良くないので、何らかの輪郭位は執行部の考え方として持つていなくてはならないということである。現在総括分科会が検討している。と述べている。この姿勢からも明らかのように、基本要綱の趣旨に反すると共に、特別試験を廃止するという姿勢が見られないのである。

特別試験制度の経緯
周知のとおり特別試験は、昭和26年の税理士法制定の際に税務代理士から税理士に移行できなかった一部現業計理士救済のため、昭和31年に五年間の時限立法として暫定的に設けられたものである。それが現在では、立法の趣旨から反し、税務職員のみが受験者となっており、その後の昭和36年の改正の際に、この問題について根本的な検討が充分に行なわれていない

特別試験制度について

特別試験の廃止こそ急務

持たざるを得ない。
特試をまずなくせ
良識ある弁護士は、「現在のよう
うな、レベルの低い特別試験制度
があるから出廷陳述権を認めない
のだ」と云っている。このよう
に特別試験に対して対外的にも
不信の念を抱かれていますのであ
る。さらに、この特別試験が税理
士の使命を全うするにふさわしい
試験でない事も当然の事であり、
また法の下の平等を定めた憲法第
14条にも反しているともいわれ

いという理由で、当分の間この特別試験を存置するということになつてゐる。しかしその後昭和39年にこの特別試験を廃止すべく税理士法改正が進められたが、廃案となつてゐるのである。
下表において昭和47年以降の特別試験の受験者数が空欄となつてゐるのは、昭和47年以降国税庁は公表してないので把握することが出来なかつた。日税連においてもこの実数は把握しておらず、特別試験制度に関しての一つの疑念

一般試験と特別試験の合格率対比

(一般試験)				(特別試験)			
区分	受験者数	合格者数	合格率	区分	受験者数	合格者数	合格率
年次(回数)				年次(回数)			
昭和							
26 (1)	3,112	35	1.1				
27 (2)	3,195	80	2.5				
28 (3)	4,419	129	2.9				
29 (4)	6,374	186	2.9				
30 (5)	7,849	250	3.2				
31 (6)	8,980	328	3.7	31 (1)	385	341	88.6%
32 (7)	9,771	452	4.6	32 (2)	311	282	90.7
33 (8)	11,432	482	4.2	33 (3)	406	371	91.4
34 (9)	13,184	468	3.5	34 (4)	518	476	91.9
35 (10)	13,538	618	4.6	35 (5)	1,020	930	91.2
36 (11)	13,745	568	4.1	36 (6)	357	230	64.4
37 (12)	15,443	615	4.0	37 (7)	455	342	75.2
38 (13)	17,624	610	3.5	38 (8)	628	549	87.4
39 (14)	23,053	789	3.4	39 (9)	496	438	88.3
40 (15)	23,428	767	3.3	40 (10)	894	812	90.8
41 (16)	26,251	840	3.2	41 (11)	1,586	1,417	89.3
42 (17)	28,015	804	2.9	42 (12)	3,248	2,753	84.8
43 (18)	28,736	755	2.6	43 (13)	5,390	4,503	83.5
44 (19)	29,543	762	2.6	44 (14)	3,801	2,960	77.9
45 (20)	30,579	661	2.2	45 (15)	2,562	1,956	76.3
46 (21)	32,997	721	2.2	46 (16)	3,103	2,742	88.4
47 (22)	35,095	839	2.4	47 (17)		1,646	
48 (23)	35,002	760	2.2	48 (18)		1,478	
49 (24)	36,353	795	2.2	49 (19)		1,302	
50 (25)	37,799	781	2.1	50 (20)		990	
計	495,508	14,095	2.8			26,518	

組織活動 ニューズ

鹿兒島青税次期会長に 松田君選出

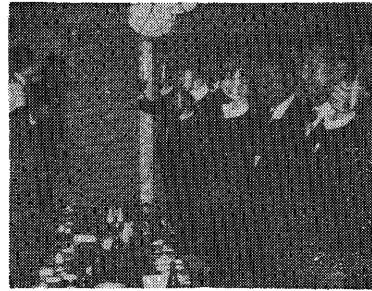
鹿兒島青年税理士クラブは、去る十二月三日市内鶴鳴館において定期総会を開催した。

前会長の木元信君の司会で事業報告がなされ、全員一致これを承認し、引きつぎ役員の変更に入り、新会長に松田武朗君が選ばれた。

新会長のもとで副会長、会計等役員も指名選任された。

来賓として出席した鹿兒島県支部長代理坂口健一先生及び全国青税連会長湖東京至君から、とくに税理士法をめぐる情勢の報告があり、南九州からしつかりした会長を日税連に送り出そうと心を一つにした。

懇親会もなごやかなうちに議論百出、宮崎や熊本にも是非青税の組織をつくってほしいと伝統ある鹿兒島青税の意気大いに盛んであった。



乾杯! 鹿兒島青税

仙台青税クラブ

結成さる

へ森の都の花乙女
月に竿さす広瀬川
君と歩みし想い出は
仙台、仙台なつかしやへ

と唱にうたわれた森の都仙台に、いよいよ青年税理士クラブが誕生した。去る十二月十一日、仙台市読売ホールにおいて、『仙台青年税理士クラブ』の創立総会が行われた。

総会は座長に渡辺隆夫を選んだ後世話人を代表して三浦二郎君が

創立に至った経過を報告し、規約の審議に入り、これを全員一致承認した。

つづいて第一年度(五十一年十二月~五十二年十一月)の役員選出に入り、次の諸君が選ばれた。

代表幹事、三浦二郎君
副代表幹事 原 勉君
他幹事若干名。

なお当日全国青税から湖東会長、西川副会長、土田副会長が激励にかけつけ、あらゆる困難を排除して、仙台青税クラブを大きくしていくことを誓い合った。

創立総会終了後市内一番丁でなごやかに懇親会がもたれた。

仙台青年税理士クラブです。よろしく。

代表幹事 三浦二郎

昭和五十一年十二月十一日(土)午後三時三十分から読売ホールにて仙台青年税理士クラブの創立総会を行いました。

東京から湖東会長、土田副会長、盛岡から西川副会長の臨席の中、先づ世話人の三浦二郎君から結成に到るまでの経過報告があり、さっそく議事に入り、規約等の審

議を全員一致で可決し、役員には、代表幹事に三浦二郎君、副代表幹事に原勉君を選出しました。その後、西川副会長から激励の挨拶があり、次いで湖東会長より『税理士法改正』と題して記念講演があり、五時に創立総会の全ての日程を終了しました。

改正問題に論議が沸騰し、誠に有意義な一日でした。これからは、例会を一月に一回必ずもち、研修を深めながら、会員を増やしてゆこうと張り切っております。どうか今後共全青税先輩会員の暖かい御指導と御鞭撻をお願いする次第です。

全青税加入を前向きに検討

豊橋青税クラブ

去る十一月十三日、全青税豊橋シンポジウム終了後、豊橋商工会議所内レストランフレスノにて組織部は、豊橋青年税理士クラブ会員と当連盟会員との懇親会を開催し、意見交換を行うと共に当連盟への早期団体加入を勧めた。

当日は、豊橋青税代表幹事佐羽尾氏をはじめ十名の出席があり、当連盟からは湖東会長はじめ二十二名が参加し、池田組織部長の司会で行われた。湖東会長より豊橋青税会員に対し、シンポジウム準備の協力に対し感謝の意が表され、終始なごやかなうちに各地会員との交流が行われた。

豊橋青税クラブの当連盟団体加入勧奨については名古屋青税が窓口となり呼び掛けを続けて来ており、犬山大会にはオブザーバーと

計 報

大阪小西法対策部長の御母堂が、去る十一月二十日御逝去されました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

資格認定制度を主張 !!

税理士特別試験違憲訴訟傍聴記

十二月八日(水)午後一時より東京地方裁判所民事庁舎二階二号法廷において、『税理士特別試験違憲訴訟』裁判が、三十数名の傍聴を得て行われた。

当日は前回の北野日大教授にかわって、国側の証人として、昭和四十七年六月より昭和四十八年六月まで国税庁次長を務めて居り、現在は立石電機の役員をして居る江口健司氏が立ち、税理士の業務についての見解を述べ、実務経験が重要である旨を証言した。

要するに大蔵省当局は、税務官庁に二十年以上も、勤務しているという事は、税理士としての資格が既に備わっているというように考えているとの事であり、特別試験さえ不要であり、認定による資格付与が望ましいという事になる訳である。

現在においても、一般試験と特別試験の差が合格率、合格者数において相当大的な違いがある事が原告側の弁護人より指摘されたが、結果からみてそうなるだけで

ある、という答弁であったが、問題の内容、採点方法等を聞いて、全く前述の考え方で特別試験をやっているのだから、当然と言えは当然である。

又、大蔵省当局は特試合格者が増加する事を歓迎しているか、との質問に対して、はっきりと信頼される税務行政がしやすくなるので望ましい事であると思う、との証言を聞いて、現在の日税連執行部の税理士法改正に対しての方向等と相俟って、全く我々青年税理士のみならず、税理士全体の前途は真暗闇じゃあございませんかと痛切に感じた次第です。

当日は、師走に入って何となく忙しくなったためか、傍聴人が前回より少なかったが、ともかく勝利をかち得るためには、我々青年税理士の団結と支援以外にないと思う次第であります。

江口氏の証言要旨は次の通り。
(一)昭和四十七年三月頃、社会党の横山利秋議員より政府に対し、税理士法についての質問趣意書が

提出されたが、それに対する政府大蔵大臣の回答にある通り、一般試験が抜本的に改正されない限り特試は現行のまま継続するのめやむを得ない。

(二)国税職員は税務大学校において、大学四年制卒業業者よりは、多少劣るが相当高度な知識を習得して居り、更に税務官庁において実務を経験しているの、二十年以上勤務すれば税理士に必要な知識、教養は備わっていると思われ、又仮に一般試験を受けたとしても殆どの者が合格すると思う。
(三)現在の一般試験は暗記試験であり、試験のための勉強という弊害があり、問題がある。

そのほか大事な証言も幾つかありましたが、今回は三月二十四日午後一時からで、特試試験委員をして小畑氏の予定ですので、期待して、多数出席して傍聴をお願い致します。

(文責 広報部)

10周年記念論文募集!

—要 項—

テ—マ

- ① 税理士法改正問題について
- ② 商法改正問題について
- ③ 小規模事業者問題について
- ④ 付加価値税問題について
- ⑤ 業務改善問題について
- ⑥ 税法学について

字 数 7,000 字以内
締 切 52年 3 月31日
当 選 各テーマに 1 論文

当選作は10周年記念誌上に掲載発表し、横浜大会於いて記念品を贈呈致します。

税理士法改正に関する「基本要綱」(2)

昭和四十七年六月 日本税理士会連合会

第三 税理士の業務

1 対象税目

現行の限定列举を改め、包括的に規定する。ただし、税理士の独占業務とすることが不適当な税目は、独占業務から除外する。

(理由) わが国の申告納税方式は、現在、直接税のみでなく間接税にもおよんでおり、また国ならびに地方の財政上および政策上の要請により、税目の改廃、または新設がしばしば行なわれている。ところが、現行税理士法第2条は、税理士業務の税目を限定列举しており、これでは税目の改廃、新設に対応しがたい。したがって、税理士業務の対象となる租税の範囲は、包括的に規定すべきである。

ただし、関税、とん税、通行税など、税理士の独占業務とすることが必ずしも適当でない税

目については、税理士以外の者でもその業務を行なうことができることとする。

2 独占業務

(1) 税務代理

「その他の事項(訴訟を除く)」につき代理すること。
「その他の事項(訴訟を除く)」を改め、「主張、陳述その他の事項(訴訟を除く)」につき代理すること。」と規定する。

(理由) 公法、私法を問わず、代理の規定は、特殊な事項を除き、ひろく一般に認められている。しかるに、現行税理士法第二案第一項における「その他の事項」の文言は明確を欠くので、これを「主張陳述その他の事項」と具体的に改め、税理士が納税者の代理人として、その使命を十分果せるようにすべきである。

果せるようにすべきである。

(2) 税務書類の範囲

税務官公署へ提出すること
を直接の目的として作成する財務書類、その他の書類は財務書類であることを明確に規定する。

(理由) 現行税理士法第2条第2号では、申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類を作成することを税理士の独占業務としている。「その他税務官公署に提出する書類」とは、税法の規定にもついで提出する一切の書類を指すものと考えられるが、たとえば法人税の申告書に添付すべきものとされて

いる財務書類が、これに該当するかどうか、必ずしも明確ではない。そこで、税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類、その他の書類についても税務

書類であることを、法文上明確に規定すべきである。

(3) 税務相談

税務書類の作成についての相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定する。

(理由) 現行税理士法第2条第3号においては、税務書類の作成についての相談が、税務相談に含まれるかどうか、法文上明確と欠くので、税務書類の作成に関する相談も、税務相談に含まれる旨、明確に規定すべきである。

また、「相談に応ずる」とは、具体的にどのようなことをいっているのか、必ずしも明確ではないが、税理士法の目的からすれば、納税者が当面する個別的な事案につき、導問的知識を提供することであると考えられるから、ここでは、当然に個別事案と解され、一般的、普遍的なものに含まれないであろう。これに関し、その個別、具体性をさらに明確にすべしとの意見もあるが、納税者が必要とする相談事案は、課税標準および税額に直接関連するものばかりではなく、租税法上の権

利、義務の一切におよぶのでとくにこのように限定すべきではない。

3 付随業務

(1) 会計業務

税理士は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行うことができ、これを、明確に規定する。

(理由) 会計業務は、法人税、所得税等の課税標準および税額を算定するさいの前提条件であり、税理士の業務の主要な部分をなしている。これは、租税についての税務代理および財務書類の作成に欠かすことのできない要件である。したがって、税理士のこのような社会的機能を重視し、税理士が、その名称を用いて、会計業務を行なうことができる旨、法文上明確に規定すべきである。

(2) 税務訴訟代理

税理士は、租税に関する訴訟について、訴訟代理人となることができる旨規定する。

(理由) 税務訴訟においては、とくに租税法令および会計に關し、専門的知識と実務応用能力とが要求される。

したがって弁理士が一定の裁判所を専属管轄する特許等の審判事件に關し、訴訟代理人たる資格を有していると同時に、税理士に税務訴訟に關する代理人としての資格を付与することが實際的である。

このことは、納税者の権利を擁護することを使命とする税理士の社会的な役割からしても、事案関与の当初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を果すこととなり、当然に要請されるべきことである。

民事訴訟法第88条に補佐人制度があるが、この制度を活用することにより、直ちに納税者の権利救済に万全の保障がえられるわけでもない。一方また、弁理士法第9条の規定にならない「税務に關する事項について裁判所において當事者または訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができ。」旨、税理士法に規定すれば足りる、との見方もあるが、税務に關して税理士に訴

訟代理権を与えることは、納税者が、租税法令および会計に關する専門家を税務訴訟の代理人として依頼できる途を

第四 税理士の資格

1

税理士の資格付与

税理士の資格は、税理士法立法の本旨に照らし、税理士試験に合格した者にだけ付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。

(理由) 資格試験の本質は、その資格を付与するに値する学識と能力の有無を制定するためのものであるから、その資格試験に合格した者だけ資格が与えられ、その試験を経なければ資格が与えられないことが制度上の原則でなければならぬ。現行税理士法では、弁護士と公認会計士は無条件で税理士となる資格を認めているが、弁護士は司法試験により、公認会計士は公認会計士試験によって、それぞれ資格に値する学識と能力の判定をうけているが、税

開くこととなり、納税者の権利救済の実現に役立つこととなる。

理士となる適格性の判定は未だうけていないのであるから、無条件で税理士の資格を与えることは不合理である。

税理士の職務は、税法ならびに会計の学識と実務に精通することによってのみ、これを適正に行なうことができる。弁護士は、法律一般に關しては高度の学識を有するとして、会計の学識と実務に精通しているとは必ずしもいえない。また、公認会計士は会計学に精通してはいても、必ずしも税務に關する法令と実務に精通しているとはいえない。

したがって、弁護士と公認会計士とについても、税理士の資格を付与するためには税理士試験を課し、税理士としての適格性の判定を経なければならぬ。

2

実務経験

実務経験の認定の基準を整備し、現行制度を維持する。

(理由) 現行税理士法第3条では、税理士の資格付与の要件として、税理士試験に合格するとともに、2年以上の実務経験を必要とすることを要件

第五 税理士の試験制度

試験制度の改正は、特別試験制度を完全に撤廃後抜本的に行なわれるべきである。

1 特別試験制度を廃止する。

正は、特別試験全廃後に持ち越さざるをえない。

(理由) 税理士が、その使命を完遂し、社会的機能を十分に果たすためには、一般教養のほかに、高度な、税法および会計に關する専門的知識を有すべきことは当然である。したがって、試験制度・資格取得制度を抜本的に改正し、弁護士等の制度に比肩しうるものとすべきものと考えられ、この基本方針のもとに試験制度について検討されたのであるが、特別試験の存在が大きな障害となつて、試験制度の改正案を確定できない。

このため、一般試験は、当面現行法のままとし、その改

としてゐる。税理士の職務の重要性にかんがみ、この程度の要件は必要であるので、現行制度を維持することが適當である。ただし、実務経験を認定する基準を整備し、厳格に規定すべきである。

(理由) (1) 特別試験制度は、一般試験制度との矛盾が極度にはげしいばかりでなく、この制度の存続は、税理士が、税理士法改正の目標としてゐる、租税法主義の基盤に立つて、納税者の代理人としての権利を擁護する、という高い社会公共的使命を有する税理士制度を築くうえで最大の障害である。

(2) 税理士試験は、税理士の使命達成に適格な資質をそなえているかどうかを判定するためのものであり、その資格付与には高度の国家試験を課

するのを原則とするのは当然である。国が実施する資格試験であるからには、ひろく全国民に門戸を開放するとともに、同一の試験によって、その資質と知識が検証されなければならぬ。

(3) 税務官公署に一定年限以上勤務したことをもって、試験科目や試験内容に特別の取扱いをし、無試験にも等しいような合格率をもって税理士の資格を付与している特別試験を受験できる税務職員は、一般試験受験者に較べてまさしく特権階級である。日本国憲法が、「すべて国民は、法の下に平等であつて……差別されない」としている趣旨からみても、このような不合理な差別と特権が許されるべきではない。このような差別試験は、資格付与の制度としてはなほだ疑問であり、特別試験は違憲の疑いさえある。

(4) 他の国家試験における立法例をみても、代書業務が主体となっている職業専門家の場合には、行政官庁における実務経験にもとづき、無試験による資格付与制度が存在する例はあるが、税理士は、

その使命と業務にみられるごとく、納税者の権利、義務に直接関連する高度な社会公共的業務であり、その業務を遂行するためには、高度の法律、会計の専門的判断を必要とする。税理士は、書類の作成や事務折衝を主たる業務としていないことは明白である。税務官公署に永年勤続した者の退職後の生活保障的役割を税理士制度に求めるべきではない。

(5) 特別試験制度を存置することは、税理士制度が、税務官公署の補助機関となり、かつ、税務行政の一端を税理士が分担するかのとき認識を納税者・国民に与えその結果、納税者の信頼を失ない、税理士制度を崩壊させる原因ともなる。

(6) 昭和46年3月現在、未登録の、いわゆる潜在税理士が一万六千名(うち、一万四千名は特別試験合格者)をこえており、登録税理士の70%にも達している。

最近の十年間に、登録税理士の数は2倍となったが、中小企業の数は30%弱の増加と考えられる。昭和40年から、

登録税理士の増加のうち、一般試験の合格者は毎年12%程度の増加であるが、特別試験合格者の登録は3倍となっている。現在、一万四千名以上に達している未登録の特別試験合格者と、今後、国税関係公務員およびその数倍におよぶ地方税関係公務員からの流入とを考えると税理士の資格そのものが、いわば悪性インフレーション的状況を呈しており、登録税理士および登録開業の機会を待っている、いわゆる潜在税理士にとって切実な問題である。税理士制度は、この面からも危機にさらされている。

■ 原稿募集 ■

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿の切・毎月二十日

原稿送付先・連盟本部事務局、

または石井吉夫(東京都練馬区

中村北四二一九)まで。

広報部

▶ 全国の先生方にご利用いただき、ご好評です ◀

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

■ 料金 (1年払)	20部	26,400円	60部	44,400円	100部	57,600円
	30部	30,000円	70部	46,800円		
	40部	33,600円	80部	50,400円		
	50部	39,600円	90部	54,000円		
						○半年払の制度 もあります。

◇ご一報ください——見本ご送付致します。

理事会報告

十二月十八日(土)午後一時より横浜の東京地方税理士会館において理事會を開催し四時終了した

その後、十周年記念横浜大会の会場である「県民ホール」等を視察しそれから忘年会を行ない散会した。

一、会長あいさつ要旨

(1)全国の各地に「単位青税」の結成が急ピッチに進められております。

(2)全国の単位税理士会の役員選挙が来年行なわれるので、情報交換し合い、青税に理解を示してくれる会長を是非とも選出するため努力してほしい。

二、議題(議長 土田建二副会長)

(1)豊橋研究シンポジウムの件

十一月十三日(土)、豊橋市商工会議所において、テーマ「税理士法改正をめぐって」あるべき税理士像をさぐる」と題して研究シンポジウムが開催された。出席会員一三〇名で熱心にディスカッションが行なわれ成功裡に終わった。

(2)組織拡大の件

(イ)仙台青税結成の件

十二月十一日創立總會を行ない規模は小さいが一応誕生した。

(ロ)盛岡青税結成の件

十一月十七日の準備会で正式に誕生することになり、来年三、四月頃結成總會を行なう予定である

(ハ)千葉青税結成の件

十月五日、十一月四日の準備会を行なった。充分時間をかけて創立した方がよいということで、来年五月頃を目標に誕生する予定である。

(ニ)埼玉青税結成の件

十二月十三日、十二月二十五日に準備会を開催、過去一度結成されたが新しく生れ変わるため、来年一月中旬に浦和で正式に結成されることが承認された。

(ホ)その他

豊橋、宮崎、広島、浜松等各地で統々青税結成の準備がもたれ、結成される予定である。

(3)各部、各委員会報告

(イ)総務部

個人会員名簿を作成し、会員に送付した。

(ロ)経理部

昭和五十一年度半期決算を行ない報告、各単位青税の会費の納入状況は次のとおり(昭和51年12月5日現在)

東京 七二・六%、大阪 三三

・三% 名古屋 五九・五%
神奈川 四五・五% 金沢 五三

・三% 鹿児島 七一・四%
個人 三七・五%

活発な活動のために会費の納入方を積極的にお願いします。

(ハ)法対策部

日本公認会計士政治連盟、第一税理士協議会の「日税連の税理士法改正要望書の批判」に対する文書について検討を行ない何らかの



理事会風景

対策を講ずる。各単位青税においても検討していただき、意見書を出したい。又、日税連宛に要望書を提出する。

(ニ)研究部

横浜大会の分科会のテーマを検討、一月中旬に研究テーマを決める

(ホ)厚生部

横浜大会における観光等について検討する。

(ハ)広報部

第三九号を一月十五日に発行する予定である。

(ト)付加価値税対策委員会

十二月十五日の税調の中期税制答申に、付加価値税の創設が打ち出されたので、資料をとりよせ検討を開始する。

(チ)組織部

個人会員の方々に對して、会員の増強へお願いと題したパンフを送り、会員一人当り二名の新入会員の紹介依頼をお願いする

(4)十周年記念横浜大会の件

(イ)記念出版委員会
編集方針案が検討され、とくに記念論文を次のテーマで募集することとなった。原稿締切は、三月三十一日で詳細は会報に掲載します。

テーマ

- ①税理士法改正問題について
- ②商法改正問題について
- ③小規模事業者問題について
- ④付加価値税問題について
- ⑤業務改善問題について
- ⑥税法について

(ロ)大会実行委員会

横浜大会実行委員会組織図、進行計画書等を作成し、着々とその準備を進めている。

(4)その他

次回の常務理事會は二月四日(金)京都にて開催する予定、会場等については後日ご連絡致します

全青税10周年横浜大会

を成功させよう!!

決定!

会 場 横浜市県民ホール

開催日 52年7月16日(土) 17日(日)